

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案（概要）

1. 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の規定による化学物質の名称等の表示及び第57条の2第1項の規定による化学物質の名称等の通知をしなければならない化学物質は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条及び第18条の2において別表第9に掲げる物等と定められており、当該化学物質は法第57条の3第1項の規定による化学物質の危険性又は有害性等の調査の対象になるものである。

今般、「ベンジルアルコール」について、当該化学物質による労働災害事案が多発していることから、「令和2年度第2回化学物質のリスク評価に係る企画検討会」（令和2年9月4日開催）の議論を踏まえ、令別表第9に追加する。

2. 改正の概要

法第57条第1項の規定による化学物質の名称等の表示、第57条の2第1項の規定による化学物質の名称等の通知及び第57条の3第1項の規定による化学物質の危険性又は有害性の調査を行わなければならない化学物質として、令別表第9に「ベンジルアルコール」を追加する。

3. 根拠法令

法第57条第1項、第57条の2第1項及び第113条

4. 施行期日等

公布日：令和2年12月上旬（予定）

施行期日：令和3年1月1日

5. 経過措置

この政令の施行の際、現に存在する上記の化学物質については、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、令和3年6月30日まで適用しないこととする。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の規定による化学物質の名称等の表示及び第57条の2第1項の規定による化学物質の名称等の通知をしなければならない化学物質は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条及び第18条の2において、別表第9に掲げる物等と定められており、当該化学物質は法第57条の3第1項の規定による化学物質の危険性又は有害性等の調査の対象になるものである。

また、当該化学物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）別表第2において定められている。

今般、「ベンジルアルコール」について、当該化学物質による労働災害事案が多発していることから、「令和2年度第2回化学物質のリスク評価に係る企画検討会」（令和2年9月4日開催）の議論を踏まえ、令別表第9に追加することに伴い、則別表第2について所要の改正を行うこととする。

※ 令の改正も併せて行いますので、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」に関するパブリックコメントにつきましても、併せてご覧下さい。

2. 改正の概要

名称等の表示及び名称等の通知の対象となる「ベンジルアルコール」について、則別表第2において、当該化学物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値を設定することとする。具体的には、

- ・ 名称等の表示に係る裾切値：1パーセント
 - ・ 名称等の通知に係る裾切値：1パーセント
- とする。

3. 根拠法令

令第18条第2号及び令第18条の2第2号

4. 施行期日等

公布日：令和2年12月上旬（予定）

施行期日：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年12月上旬公布予定）の施行の日（令和3年1月1日（予定））